

さこ祐仁（日本共産党・上京区）2014年6月23日

集団的自衛権問題 知事は歴史的暴挙を許さず、反対の声をあげるべき

【さこ】 日本共産党のさこ祐仁です。日本共産党を代表し、通告に基づいて知事に質問いたします。

安倍政権は、「集団的自衛権の行使」を可能とする憲法解釈変更の閣議決定強行に異常な執念を見せ、国会閉幕後も与党協議を続け、7月初旬にも強行しようとしています。国会論戦でも明らかになりましたが、この解釈改憲によって、自衛隊が「戦闘地域」で武力行使を行い、アメリカの起こす戦争のために血を流すことになります。

戦争を放棄し、戦力の保持を禁じた憲法9条のもとで国民の声を受け、国会での議論を積み重ね到達してきたのが、「海外における武力行使は禁じる」という憲法解釈です。それを国民的に全く議論もせず、国民多数の批判や不安を無視し、与党だけの秘密協議と一内閣の勝手な判断で180度覆し、「海外で戦争する国」への大転換を強行することは、まさに憲法破壊のクーデターと呼ぶべき暴挙です。そこでまず伺いいたします。知事は、「集団的自衛権の行使」容認をどのようにお考えですか。また、知事はこのような歴史的暴挙を許さず、反対の声をあげるべきだと考えますが、いかがですか。

日本共産党は戦前、命がけで侵略戦争に反対した反戦・平和の歴史を持つ党として安倍政権の「海外で戦争する国」への暴走と対決し、ストップをかけるために全力を尽くす決意を述べるものです。

大企業には減税、国民には増税 間違った政治を根本から正すべき

つぎに、京都府民の暮らし・経済について伺います。

消費税増税強行から2ヶ月半が経ちました。知事は5月30日の記者会見で「現時点で大きな影響が出ているとはなっていない」と述べましたが、とんでもありません。わが党議員団は手分けして消費者や中小企業・零細企業、飲食業や商店主などから直接、お話を伺いましたが、府民の暮らしには深刻で重大な影響が出ています。例えば、私の地元・上京区の商店街では、買い物客がぎりぎりの節約に努めて売上げが大きく落ち込んでいました。

年金暮らしのある女性は「買い物の回数を減らし、必要な物は一番安いもの、他に買い物はしない」と言われました。八百屋さんや食品雑貨販売の店主は「お客さんの買物が減り、売上げが増税前より2割近く落ちた」とため息をつきます。「もう限界」と3月31日限りで閉店されたお店も何軒もありました。

大型店の出店計画のある商店街では、必死のセールで、売上げ減少は一定食い止めたが、増税でパート、アルバイトの件数や経費の支払いが増え、大型店の影響とさらなる消費税増税の大波に呑みこまれるのではとの不安を語られました。

また、先日発表された中小企業家同友会全国協議会の5月の消費税増税影響調査では、6割を超える企業に影響があり、4割が価格転嫁できていないと答え、消費税率10%には5割超が「中止」と「延期」を求めています。

政府や財界からは「増税の影響はそれほどなく、想定内」と消費税増税の影響を軽くみせる情報が流され、来年の消費税率 10%への引き上げの地ならしが行われています。しかし、「今でも毎日が真綿で首を絞められるようだ」「10%に増税されたらもう店をたたむ」という声があらゆる業種の方から寄せられています。

今回の増税以上に、大打撃を与える消費税 10%増税は絶対に反対をすべきだと考えますが、いかがですか。

安倍内閣は新たな「骨太の方針」や「成長戦略」の目玉として、財界の要求にこたえて法人税減税を打ち出しています。来年度から税率を現在の 35%から 20%台に引き下げ、その穴埋めとして外形標準課税の対象を資本金 1 億円以下の中小企業まで広げようとするもので、大企業の減税のために、中小企業や国民に負担を押し付けるものです。

首相は、大企業に減税すれば設備投資や雇用が増え、税収も確保できるといいますが、トヨタ自動車はこの 5 年間法人税はゼロ、内部留保は 1 兆 4 千億円もため込んでいます。大企業が減税分を丸まるふところに入れ、もうけや内部留保を増やすだけで終われば、景気の拡大どころか、地域経済と国民生活を破壊するだけです。大企業には社会的役割にふさわしい税負担が必要です。このように、大企業には減税、国民には増税を課す間違った政治を根本から正すべきだと思いますが、いかがですか。

一方、今国会で「小規模企業振興基本法」が全会一致で成立しました。これは地域経済・雇用の担い手である零細・小規模企業の事業の継続的発展を支援するもので、地方自治体がそのために施策を策定し実施する責務を明確に定めています。

「創業をあおるよりも廃業させないことが雇用の維持につながる」と衆院経済産業委員会 (5. 28) で東京都板橋区立企業活性化センターのセンター長は述べておられます。

本府も地元での雇用や経済を支えている小企業、零細企業を中心に据えた経済施策に転換すべきと考えます。その具体化としてわが党がこれまで繰り返し要望してきた、中小企業基本条例や公契約条例の制定を求めますが、いかがですか。

また、京都府は、補正予算で、消費税引き上げの反動減を乗り切る対策として中小企業経営安定・改善支援事業などの支援策を講じられています。これまでわが党が求めてきた節電や商店のリフォーム助成などを含めた支援事業の一つですが、当初予算では希望者も多かったにもかかわらず、制度を知らずに利用できなかった例もあり、予算の拡充が必要です。そこで伺います。

6 月補正にも同様の支援策が盛り込まれていますが、すべての府内企業に周知徹底するとともに受付期間も十分確保し、応募者が支援を受けられるように事業の改善を求めますが、いかがですか。

丹後・西陣 最低工賃の遵守など府が周知徹底を。工賃ガイドライン作成を

次に、和装伝統産業の工賃について、具体的な決意をお聞きします。

京都地方労働審議会が丹後地域で絹織物を織る家内労働者の最低工賃を 13 年ぶりに平均 32. 7% 引き上げる答申を 3 月 19 日に京都労働局に出しました。

これは、わが党議員団が繰り返し求めてきたものですが、府はこれまで民間の問題、あるいは国の問題だと具体的な改善に向け、積極的に対応されませんでした。丹後の織手さんの切実な声と運動を背景に、昨年 11 月、わが党の倉林明子参院議員が参院経済産業委員会で「丹後の最低工賃は時給で 200 円から 300 円にまで落ち込んでいる。このままでは職人が消滅する、工賃上げを」と質問し、京都地方労働審議会の答申に結びついたものです。

いまこそ、丹後でも西陣でも本府が先頭に立って引き上げ実現に取り組むべきです。

知事、家内労働法25条には、自治体は工賃引き上げに必要な援助を行う努力義務が規定されています。また、丹後地域で2000台を超える織機保有者への周知徹底は、労働局、労働基準監督署、京都府、京丹後市など行政、西陣、丹後両織物工業組合などとの連携が必要になります。

丹後の織物業の最低工賃について、京都府として答申が10月1日から実行されるようにすべての織手に周知徹底すること。さらに、発注元の西陣はもちろん、織手、業界関係者など最低工賃の遵守、完全実施に向け周知徹底を図ることが必要であり、伝統産業を守る根本問題として本府が取り組むべきと考えますが、いかがですか。

また、同じ織物を織る西陣の出機という織手の低工賃問題については丹後と同様です。西陣は、家内労働法の最低工賃の規定もなく、多くが織屋と出機の力関係で工賃が決められています。本府は、低工賃問題はこれまで事業者間の取引関係として関与してきませんでした。その結果、低工賃、高齢化、後継者不足で出機が300人を切り「このままでは西陣に織手がいなくなり産地がつぶれるのでは」という危機的状況を広げてきました。丹後では工賃問題の解決が進みつつあります。今度は西陣でも解決が進むよう、いま、京都府が工賃引き上げに大きな役割を果たすために積極的な手立てを打つべきです。

本府は伝統産業西陣織の産地を継承・振興させる立場に立って府、市、西陣の業界、労働者、織手など関係者と協議し、工賃のガイドラインを作り工賃の問題を積極的に本府の責任で解決をすべきと考えますが、いかがですか。

知事答弁

集団的自衛権について

まず、集団的自衛権についてであります。憲法という国の最高法規の問題であり、その解釈の変更については、法律の安定性や解釈に対する国民の信頼に疑念が生じないように、これまでの経過を十分に検証し、国民的な議論の上で国の今後のあり方として、国会において慎重に判断されるべきものと考えております。

集団的自衛権は、国際的に認められているものの、我が国の憲法は武力行使を基本的に規制していくという中で、この問題はまさに国家のあり方の問題であります。それもこれからの国家の基本にかかわる問題でありますので、国民全体の意思が大切にされるべきものと考えております。

消費税について

次に消費税については、これまでから何度も申し上げておりますように、問題なのは財源とその使い道の関係であって、そのことを言わないで単に引き上げは反対というのは、正直いって私は理解できません。ヨーロッパでは20数%の消費税をとっているわけですから、そこでお店や中小企業が全部つぶれているわけではなくて、そういう面では使い方の問題との対等の中でこの問題というのは議論すべきだと私は考えております。さらに引き上げる場合には、低所得層や中小企業への配慮が何よりも必要であり、これまでと同様に今後も国と地方の協議の場をはじめ、あらゆる機会をとらえて、引き続き訴えてまいりたいと思います。

税制改革

また、法人実効税率の見直しをはじめとするは、現在、国において検討がなされておりますけれども、法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えるために、そのことにより地方が衰退す

れば効果がないと、国に対してもはっきりと申し上げているところであります。

なお、代替財源探しが行われておりますけれども、住民や中小企業の状況に十分配慮することが必要であり、慎重に検討することも強く申し入れていきたいと考えております。

小規模零細企業の支援

次に、小規模零細企業の支援についてでありますけれども、京都府では平成 19 年度に制定いたしました京都府中小企業応援条例を平成 23 年度に全会一致でご議決いただきました。このなかで中小企業の役割や基本方針をすべて書き込んでおまして、この条例に問題があるというのであれば、どこに問題があるのかというのを、具体的に指摘していただければ我々も検討余地があるのですけれども、ずっとこの議会でも申し上げているのですけれども、いっさいそれについては指摘がないまま、繰り返されておりますので、この条文をこういうふうにしたら良いという提案をいただきたいと思っております。

今議会にも、まさに条例を受け、国より先にすべての中小企業を対象に経営の安定、体制継承及び成長という各段階において、中小企業応援隊を中心とする伴走支援をさらに強化する予算をいまお願いしているところであります。

京都府では公正な競争、地域経済への配慮、安心安全の確保のバランスが取れた入札契約制度を構築するために、公契約大綱を定め、府内企業への発注の徹底や元請け下請け関係の適正化など、具体的できめ細やかな取り組みをすでに実施しております。発注側の京都府がしっかり取り組めば良い問題でありまして、あるとすればこれは運用の問題でありますから、そこはすぐに状況を把握し、改善をしていきたいと考えているところであります。

中小企業経営安定・改善支援事業

次に、中小企業経営安定・改善支援事業についてでありますけれども、原材料費の高騰等への対応が必要な中小零細企業をできる限り早く支援するために、3月中旬より府内各地で計6回の説明会を開催いたしました。中小企業応援隊が商工会等の会員以外の企業に対しても周知の上、4月1日から21日まで公募をいたしたところであります。その結果、非常にたくさんの応募があり、今回改めて、中小企業経営・安定化等支援事業として5億円の補正予算をお願いしているところであります。この予算は中小企業の大きな支えとなっており、消費税反動減、原材料費高騰対策等、緊急融資とあわせて、中小企業の経営安定にむけてしっかりと対策を講じていきたいと思っております。

丹後・西陣の工賃

次に、丹後地区の府織物業最低工賃の周知徹底についてでありますけれども、最低工賃の遵守については、これは将来にわたる後継となる職人が育ち、産地を維持していくうえで不可欠であります。このため、改正内容とその遵守について、京都労働局に先駆けて、府や織物機械金属振興センターのホームページやネットニュースで周知徹底いたしますとともに、西陣丹後の業界とも連携して機関紙で掲載しますとともに、6月中にも両業界の発注者や関係者に集まっていただき、説明会を開催することにしております。10月の運用開始に向け、今後中小企業応援隊や府の職員による周知徹底の強化を図るなど、引き続き労働局や業界とも連携しながら、取り組みを強化していきたいと思っております。

西陣産地については、織元と出機さんとの雇用関係でありまして、よって最低賃金の対象となるというのが、これは労働局の見解として出されているところでありまして、現在でもこういうふう考えられているようであります。その点から西陣産地におきましては、最低賃金の遵守に取り組

まれているところでありまして、私どもといたしましても、こうした観点からしっかりと業界を支えていけたらというふうに思っているところでもあります。

【迫・再質問】

集団的自衛権行使に反対をいわないなら、府民のいのち・暮らしを守れない

いまご答弁いただきましたけれども、集団的自衛権の問題ですが、これは国民の意思が大事だとおっしゃっておられますけれども、今朝の新聞の世論調査でも国民は55%が反対をしているということが出ております。多くの方々もそういう意志を表明されておられます。私たちが街頭で訴えていますと、元自衛隊員や自衛隊員の家族の方々から声をかけられます。元自衛隊員は、「集団的自衛権は絶対反対だ。入隊する際には、何か事があれば命を投げ出すことができるかとの宣誓書に日本の国を守るためにサインはしたが、日本と関係ない国と戦争するためではない」ときっぱり言われました。また最近、自衛隊に入隊した子どもさんを持つお母さんは、「戦争になったら息子が真っ先に戦地に行かされるのではないか。息子に自衛隊をやめろと話しているんです」と切実に訴えられました。

知事、憲法の解釈の問題ではなく、憲法が破壊される問題とは考えないのか。再度、答えてください。

西陣の工賃問題は、いま、ものづくりの職人がいて産地が成り立ちます。私の近所のある織手の方は「工賃が低くて子どもに継がせられない。安定した工賃なら継がせたい」と言われています。府と関係者での検討とか、協議やガイドラインなど、いま手を打っていかなければ、産地が大変な状況になってくるのだということで、ここはもう一度しっかりと府の方で検討を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。もう一度、お答えください。

【知事・再答弁】 集団的自衛権の問題につきましては、いま申し上げましたように、まさに国の行き方を決めていく問題でありますので、それにつきまして、国民全体の意思が大切にされるべきもの、そういう観点から、私は議論を進めるべきだというふうに申し上げております。

工賃につきましては、これは事業全体としまして、事業者のほうから、審議会の方ですね、申し出をする形で家内労働法の適応というのが、こういうプロセスがとられておりますので、このプロセスについて、いろいろと私の方で支援をすることができますので、そういった形をこれからも事業者の方で考えていかれると、そういうなかで我々の立場があるのではないのかなというふうに考えているところでもあります。

【迫・要望】 安倍政権の憲法を破壊する行為、ここには、国民が大きな怒りを持っている。そういうなかで、立憲主義を守るべき知事が明確に反対をされない、国にこういうことを言わないというのは、やはり府民のいのち暮らしを守れない、そういう状況になると私はきびしく指摘したいと思います。

それと、西陣の工賃問題ですけれども、府が責任を持って業界と改善を図る方向で、しっかりと話をしていく、ここが大事だと思います。でなければ、本当にいま産地がつぶれていくのではないかと、織り手さんがいなくなってしまう、そういうところに追い込まれてしまう。ここはやはりしっかりと考えてやってほしいと思います。ここは、京都府の本気度をしっかりと見せてほしい

と思います。

次の質問に入ります。

中学卒業までの医療費無料化はすぐにでも実施せよ

【さこ】 次に、「福祉医療制度」の問題について伺います。

まず子どもの医療費無料化の問題です。京都府の出生率は全国ワースト2位と深刻な状況が続いています。少子化対策の充実には様々な対策が必要ですが、中でも子育て支援策として経済的負担の軽減策として、子どもの医療費の無料化の拡充が極めて重要です。

現在、府の子どもの医療費助成制度は入院が小学校卒業まで、通院は2歳まで200円負担、又3歳以上から小学校卒業まで通院費は3000円を超える分への補助となっています。しかし府下市町村では17の自治体で、小学校卒業までの通院費は200円負担のみ、内10の自治体では中学校卒業までです。今年8月からは新たに京田辺市は中学校までの通院が、9月からは城陽市と宇治市が小学校卒業までの通院が200円負担のみとなります。

京都府内の自治体では、医療費が200円負担のみの自治体が増えています。京都府内どこに住んでいても、本来医療を受けられるような条件を作るのが京都府の役割です。京都府が無料にすることで市町村も実施しやすくなるのではありませんか。社会保障制度が後退しワーキングプアが広がるなか、議会請願や若いお母さんなどの運動もあって、知事選挙で知事は「中学校卒業まで拡充」する方向を示されました。しかし、子どもの医療費を無料化せずに対象年齢の拡充だけではほとんど補助対象になりません。子どもの医療費は、せめて義務教育終了まではお金の心配なく治療を受けられるようにすることは当然です。京都府は、全国でも大きな流れとなりつつある中学校卒業までの子どもの医療費無料化は、先延ばしせずすぐにでも実施すべきと考えますが、いかがですか。

南部の小児救急医療体制は、府の責任で一刻も早く整備せよ

次に小児救急医療体制の問題です。わが党は「山城北医療圏」「山城南医療圏」という広い圏域で患者も急増傾向にあり、いまの体制では限界にあると指摘してきました。

今年度、山城南医療圏の平日夜間の小児救急医療体制が整備されたものの4日間は当番病院が山城北医療圏にある田辺中央病院です。知事の「二次医療圏の輪番制で解決する」との方針を実現するうえでも山城南医療圏の小児救急医療体制について改善を求めますが、いかがですか。

また、八幡市のお母さんから、「夜中に難病を患う子どもの状態が悪化して、救急車を呼んだが、地元の受け入れ先がなく枚方市の病院に搬送され、ぎりぎりの処置で命拾いをした」という訴えをお聞きしました。

今年度、八幡市男山病院に小児科医を確保して小児救急医療整備を行う予算が提案されましたが、八幡市では「京都府と対象病院とで調整中と聞いている」とのことです。実現のめどはついたのかどうか、お尋ねします。また、医師確保を含めて京都府が責任を持って実施すべきです。いかがですか。

老人医療助成制度＝マル老は、周知徹底とさらなる拡充を

次に、65歳から70歳までの高齢者の「老人医療助成制度＝マル老」の問題です。年金は減らされ、生活諸物価の高騰や4月からの消費税増税で苦しむ高齢者にとって、医療費の負担軽減は非常

に切実な要求であり、この制度の維持拡充、周知徹底が重要になっています。

先日お会いした八幡市の67歳の男性は、「持病もあり、治療費が1回4、5千円、検査のときは1万円を超える医療費の負担が大きい。今回、市役所からマル老制度の通知が来て、申請すると医療費負担が3割から1割になり、助かっている。こんないい制度はもっと早く知らせてほしいと言われました。

八幡市では、昨年の3月時点では制度適用率は18%でしたが、党市議団が繰り返し改善を求め、2014年、市から対象者の個人宅への連絡が実施され、昨年比2倍以上の40%の適用率になっています。

制度の周知徹底を怠ってきた結果、事実上住民の申請権を奪ってきた京都府をはじめとした行政の責任が問われているといえます。京都府は、八幡市などの経験に学び、市町村と連携して対象者全員への通知を行うとともに、関係病院や振興局の窓口にチラシ等を置くことや、「府民だより」等で効果的な改善を行うべきと考えますがいかがですか。

また、京都府は「今年度限り」として70歳への拡充を行いました。今後74歳まで制度を拡充する必要があると考えますがいかがか。

福井地裁判決は原発再稼働を認めた知事への審判

原発ゼロに向かって今こそ行動すべき

次に原発再稼働について伺います。福井地裁は5月21日、関西電力大飯原発3、4号機について「運転してはならない」との画期的な判決を言い渡しました。この判決は、憲法で保障された「人格権」を最優先にし、国民の命よりもコストを優先する考え方や原発「安全神話」に対し、厳しい断罪を下しました。私はこの判決が2年前に「安全と電力需給を天秤にかけて暫定的に大飯原発の再稼働を認めた」知事の考え方を厳しく批判していると思いました。

京都府は判決が被害が及ぶ範囲として認めた250キロ圏内に府域全域が入り、さらに若狭湾の15基の原発群に隣接しています。だからこそ府民の代表として、知事は福井地裁・大飯原発の判決を重く受け止め、原発ゼロに向かって行動すべき時ではないでしょうか。

ところが、5月23日の記者会見で、知事は、判決は「国民の不安を代弁している」と述べる一方、国や原子力規制委員会に「新しい基準による安全性を説明すべき」と再稼働を容認するような発言に終始し、高浜原発についても、「安全性を説明すべきだ」と述べておられます。

いまだに事故の原因もはっきりせず、汚染水が漏れでる福島の状態を見れば安全な基準などないというのが現実ではありませんか。5月29日、衆院原子力問題調査特別委員会で井野博満東大名誉教授は、新規基準が現実に妥協する基準にとどまり世界で最も厳しい水準ではない。多くの不備がある。規制基準に適合すれば安全というのは論理の飛躍があると明確に批判されています。

ところが、関西電力は、判決の翌日に控訴し、政府・菅官房長官は判決当日の記者会見で、この判決で原発再稼働の政府方針が変わることはないと言いました。まったく「安全神話」の復活です。

時事通信の5月の世論調査で、国内の原発を「なくすべきだ」と答えた割合が84・3%にのぼり、政府が閣議決定したエネルギー基本計画に対し、福島県南相馬市の桜井市長は、「被災した住民の視点は全く含まれていない」と批判されています。

知事は、福井地方裁判所の「関西電力・大飯原発の再稼働差し止め」訴訟の判決をふまえて、関

西電力、政府に大飯原発、高浜原発再稼働中止を求めるべきだと考えますがいかがですか。

被災者支援は将来の生活再建の見通しが立つまで府の独自取り組みを

私は先日、福島原発事故直後から被災者支援活動にあたっている元府会議員の本庄孝夫さんと一緒に、事故直後に福島県郡山市から自主避難して京都に来られた家族からお話しをお聞きしました。

美しい自然の中で普通に暮らしていた人たちが、原発事故で残る人、避難した人それぞれに住居や仕事を奪われ、家族、友人とのコミュニティーが壊れてしまった。改めて原発事故による放射能被害の怖さを認識しているといわれ、その苦しみを訴えられました。

避難者への支援の問題についてお聞きします。福島県は5月28日、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の被災者の仮設住宅について、入居期限を1年間延長し、2016年3月末までとすると発表し、災害救助法に基づき京都府への自主避難者も対象者となっています。そこで伺います。京都府内に避難されている方の住居の確保等について、一年ごとの判断でなく、奪われた生活の再建や将来の見通しが立つまでは、京都府として独自の取り組みにより支援すべきではありませんか、いかがですか。

また、避難されている住民の就労は、非常勤や3カ月、半年、1年限りと期限を区切られた不安定就労が多い。避難して3年が経過し、京都で永住する人への就労支援が必要と考えるが、いかがですか。

知事答弁

子どもの医療費助成について

子どもの医療費助成についてであります。京都府はこれまでから、子どもを産み育てる家庭を社会全体で支援するために、全国トップクラスの水準を維持してまいりました。ただ少子化に歯止めがかからない状況の下で、結婚から子育て環境の支援に至るまで、抜本的な少子化対策を取り組む、そういう経費を今回お願いしているところです。オール京都の体制で取り組む京都少子化対策総合戦略会議のもとで、子育て支援助成制度の充実について検討を開始することにしています。と申しますのも、この制度の実施主体は市町村でありますし、負担も半分お願いしておりますので、その御理解と御協力は不可欠でありますので、今後市町村と一緒に検討していかなければならない。そうした京都府の態度は市町村においても評価をして頂いているところであります。

南部の小児救急医療

次に小児救急医療体制についてであります。京都府ではこれまでから、二次医療圏を単位とする輪番制を基本に体制整備を推進してまいりました。

こうした中で山城南医療圏におきましては、これまでから山城総合医療センター、学研都市病院の協力のもとに、土日祝日の輪番体制の確保を図ってきたところです。さらに地元において、平日夜間の小児救急医療体制の確保が求められる中、本年4月から山城総合医療センターと田辺中央病院の協力を得て、長年の懸案であった平日夜間の体制が整ったところであります。山城南医療圏は人口10万人当たりの医療施設に従事する医師数が府内で最も厳しい状況の下で、高速道路が整備され短時間の搬送が可能でありますので、また受け入れ態勢もしっかりと整っている田辺中央病院に輪番制の参加を要請し、平日夜間の救急医療体制の確保を図ったところです。現在こうした体制のもとに、消防機関からは搬送先の確保に手間取ることなく、スムーズな搬送につながっていると評価を頂いているところです。今後府立医科大学の協力を得て山城南医療圏の小児救急体制のさら

なる充実に努めてまいります。

山城北医療圏の小児救急医療体制につきましては、宇治の徳州会病院と田辺中央病院の輪番制による365日の受け入れ体制が確立しておりまして、休日と平日夜間に小児救急患者を年間約1万人受け入れているところです。こうした状況に加え八幡市など地元からのさらなる充実を求める要望に対応するため、今年度必要な予算を認めていただいたところであります。現在関係医療機関と輪番制の実施に向けた協議を進めており、できるだけ医師の体制が、非常に限定されておりますので、関係病院の当直スケジュールの見直しなどの協議が整い次第、できるだけ早期に実現できるように努めていきたいと考えております。

老人医療助成制度（マル老）

次に老人医療助成制度についてであります。多くの府県が制度を廃止する中、京都府では高齢者の方の医療生活を守る観点から、財政状況が厳しい中ではありますが、市町村とともに本制度を維持してきたところであります。これまでから京都府のホームページ等を通じ機会あるごとに広く府民に周知を図っているところであります。今回の特例措置は、国が昨年未だに制度の見直しを行ったために、実施主体である市町村と十分な議論をする時間がない中、国制度との整合性を図るため実施したものであります。この制度は本来、府下市町村との協力関係の中で初めて可能となるものでありますので、今後市町村とも十分議論し市町村の意向を踏まえながら検討を進めてまいりたいと考えております。

福井地裁判決と原発再稼働

次に原発の再稼働についてでありますけれども、現在では関西電力は控訴をいたしますとともに、大阪地裁では異なった判決が出ておりますので、裁判の三審を保証する今の制度のもとでは、基本的には高裁の判断を見守るべきというのが普通だというふうに考えております。ただ福井地方裁判所の判決は、ある意味で国民の率直な国民の疑問の声を代弁しているものでありまして、現在審査にあっている原子力規制委員会は、まさに国の最高の専門機関として福井地裁の判決について、国民に丁寧に説明すべきだと考えております。現在関西広域連合の11名の首長が全てそろって新規制基準に基づく確認作業の結果について、速やかに関係地方公共団体に説明するとともに直下の断層評価についても速やかに行うこと、新規制基準に基づき原発の再稼働についての審査がなされ、再稼働の判断を行う場合は周辺部を含め、関係地方公共団体に対し、審査の内容等に十分な説明を行い理解を得ること、新規制基準施行後5年間の猶予期間が設けられた対策については可及的速やかに対策を完了するよう事業者を指導することを申し入れているところであります。

震災避難者支援

次に、東日本大震災避難者の府営住宅等の入居期間についてであります。24年7月に全国知事会から国に対して、応急仮設住宅の入居期間を必要に応じて延長する措置を講じるよう提言を行ったところであります。25年4月に1年を超えない範囲ごとに延長が可能とされました。こういったこれまでから京都府は被災県の要請等に基づき現地の応急仮設住宅と同じ取り扱いを行うこととし、順次延長して、25年4月には全国でもいち早く入居期間を4年まで延長したところであり、今後県外避難者の一日も早い帰還を望んでおられる被災県の思いもありますので、こうした問題についても配慮しながら対応を検討してまいりたいと思います。

次に避難住民への就労支援についてであります。京都ジョブパークに東日本大震災関連就職支援等特別窓口を設置いたしまして、自らも避難者でもあるスタッフが同席し、生活支援から就職支援までの

総合的な相談を実施しております。引き続き避難者の置かれている状況や希望に応じた丁寧な支援を実施していきたいと考えております。

【さこ 要望・指摘】 京都府は「乳幼児医療助成制度等福祉医療制度検討会」で国の医療制度改悪により老人医療助成制度＝マル老制度を削減する方向で検討されています。府民の中には初めてこの制度を知り助かっている方から、知事は今年度だけ 70 歳まで拡充すると選挙目当てでやったのかという厳しい批判の声もある。マル老は継続し 74 歳まで拡充すべきだと要望します。

山城南医療圏の小児救急医療体制の問題は、交通によって充実してきているとおっしゃっていましたが、現実には山城北医療圏の方々のところでは、今後人が増えてくるのではないかと心配もあるのではないかと思いますのでそこをしっかりと見ていってほしいと思います。

原発の問題ですが、国民が率直に原発そのものに対して大変な不安をもっているわけで、そこに対する知事の答弁は、説明を規制委員会がすればいいんだという答弁なんですね。それだけではだめなんだというのが福井地裁の判決だったんだと思います。そういう意味で改めて原発ゼロ、再稼働を許さないことが府民のいのちと安全を守る知事の取るべき道だと指摘し質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。